令和4年度法定代理受領通知について

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26 年内閣府令第39 号）第14 条第１項（第50 条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知することとされているため、報告します。令和４年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（下記参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。

令和４年度　公定価格（一人当たり月額）　　単位：円

施設名	認定区分	各月単価	０歳児		１・２歳児		３歳児		４・５歳児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
山崎北こども園	2・3号	4月	195,850	192,800	111,750	108,700	59,970	56,730	43,190	39,950
		5月	195,770	192,720	111,670	108,620	59,890	56,650	43,110	39,870
		6月	195,770	192,720	111,670	108,620	59,890	56,650	43,110	39,870
		7月	195,770	192,720	111,670	108,620	59,890	56,650	43,110	39,870
		8月	195,770	192,720	111,670	108,620	59,890	56,650	43,110	39,870
		9月	195,770	192,720	111,670	108,620	59,890	56,650	43,110	39,870
		10月	197,620	194,570	113,520	110,470	58,520	55,280	41,740	38,500
		11月	197,660	194,610	113,560	110,510	58,560	55,320	41,780	38,540
		12月	197,660	194,610	113,560	110,510	58,560	55,320	41,780	38,540
		1月	197,640	194,590	113,540	110,490	58,540	55,300	41,760	38,520
		2月	197,640	194,590	113,540	110,490	58,540	55,300	41,760	38,520
		3月	195,410	192,360	111,310	108,260	56,310	53,070	39,530	36,290

施設名	認定区分	各月単価			満3歳児	３歳児	４・５歳児
山崎北こども園	1号	4月			197,590	197,590	180,430
		5月			197,590	197,590	180,430
		6月			197,590	197,590	180,430
		7月			203,770	203,770	186,610
		8月			203,770	203,770	186,610
		9月			203,770	203,770	186,610
		10月			204,300	204,300	187,140
		11月			204,300	204,300	187,140
		12月			204,300	204,300	187,140
		1月			206,630	206,630	189,470
		2月			206,630	206,630	189,470
		3月			207,310	207,310	190,150

※副食費免除の場合　（１号）各月単価に、給食実施日数（20日以上は20日）×225円　（２号）各月単価に、4500円　を加算